

第1回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和7年1月6日（月）
- 2 開会日時及び場所 令和7年1月6日（月） 午後1時50分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和7年1月6日（月） 午後2時25分
- 4 委員氏名

(1)出席者（19名）

1 番 山崎富士子	2 番 笠原 勝	3 番 松尾 茂敏	4 番 田浦 則利
5 番 中川 實美	6 番 馬場 保	7 番 前田 辰己	8 番 鶴崎 高幸
9 番 田島 真一	10 番 内田 弘幸	11 番 栄木 正孝	12 番 宮寄 芳守
13 番 井出 真吾	14 番 小田 伸吾	15 番 小筏 正治	16 番 山崎 正典
17 番 坂本 博	18 番 東 康敬	19 番 林田 剛	

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
課長補佐	酒井 伸也

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 日程第7 報告第1号 非農地通知の発出について

午後1時50分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。改めまして、新年明けましておめでとうございます。本日は、令和7年第1回の総会で、皆さんおそろいで出席いただき、誠にありがとうございます。

本年も、事務局職員一同、またよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、令和7年第1回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。議事進行上発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言をお願いします。

また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日、欠席届は提出されておきませんので、早速会長のほうに開会をお願いしたいと思います。

○議長（林田 剛君） それでは、改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。

令和7年も皆様のご協力を得て、農業委員会の業務をしていきたいと思うので、今年も皆様よろしくをお願いいたします。

ただいまから、令和7年第1回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規定第12条の規定により、14番、小田伸吾委員、15番、小筏正治委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第1号、非農地通知発出について、までの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページをご覧ください。

〔議案第1号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号66番から73番までの8件の申請があっております。詳しくは別添1をご覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査関係分は、申請番号66番から72番です。

申請番号66番から67番については、同一の受人となっております。一括で説明しますが、2件で、2筆の農地を規模拡大のため有償で譲り受ける案件です。

次に、申請番号68番は規模拡大のために譲り受ける案件。

申請番号69番は、所有者が耕作できないために地元に住んでいる叔父へ贈与する案件です。

申請番号70番は、新規に農業を始めるために、市外在住の所有者から住居に近い農地を有償で譲

り受ける案件。

71番から72番は、農業後継者へ譲り渡す案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。申請番号66番から72番について、ご質疑がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、内田です。この申請番号66番は所有農地が4,716平米となっていて、今回655と493が売買されて、1反ちょいぐらいですけど。残りは今どういう状況になっているのか、分かる範囲でお願いします。

○議長（林田 剛君） 事務局お願いします。

○事務局長（高木 謙次君） 残る農地については、ちょっと把握できておりません。すみません。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 10番、内田です。この72番ですけど、72番と、71番は別添のほうでは、借入地があると思うんですけど、こっちにはもう借入地がない。これどっちが正解で、どっちがだめなのか。そこだけお願いします。

○議長（林田 剛君） 事務局、確認してください。

○事務局長（高木 謙次君） 基盤強化法の、議案書の12ページですけれども、借入地の2,317平米については、12ページのナンバー4のほうに掲載されているような形になっているみたいです。基盤強化法のほうで取得するような形になっているみたいです。両方消えるという形になります。

○委員（10番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席番号16番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号73番です。申請番号73番については、耕作できない、義理の兄より義理の妹へ贈与をする案件です。一般的に、実の弟へ贈与するところですが、元々義理の妹さんの実家の農地であったため、今回、義理の妹さんへ贈与となった案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。それでは、申請番号73番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 質疑がないようですので、議案第1号、申請番号66番から73番は、申請ど

おり許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書5ページをご覧ください。

〔議案第2号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号12番の1件の申請がっております。詳しくは、別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

議案書6ページ、申請番号12番が東部調査関係分です。

申請番号12番について、申請地は宅地に囲まれた中にある農地で第3種農地と判断しました。申請目的は農業用倉庫兼住宅です。平成5年ごろに農舎を建築し、平成20年ごろに2階部分を増築し使用してきたものの追認申請です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。それでは、申請番号12番についてご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第1号、申請番号12番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書7ページをご覧ください。

〔議案第3号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号48番から50番の3件の申請がっております。詳しくは別添2をご覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（５番 中川 寛美君） 議席番号５番、東部調査会長の中川です。

総務調査会関係分は申請番号４８番です。申請番号４８番について、申請地は農振白地、１０ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第１種農地と判断しました。申請目的が一般個人住宅で、例外規定の既存集落に接続していることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。申請番号４８番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） 議席番号８番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号４９番から５０番です。

申請番号４９番について、申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の集団の中にある農地で第２種農地と判断しました。申請目的が一般個人住宅です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

次に、申請番号５０番について、申請地は農振白地、愛野総合支所から３００メートル以内にある農地で第３農地と判断しました。

本来、転用制度においては、土地の造成のみを目的とする宅地分譲の形式での農地転用は許可できないことになっていますが、本案件は一般社団法人による宅地分譲用地であり、農地法施行規則第５７条第５号（ネ）に基づく、宅地分譲を目的とする宅地造成事業の特例措置に該当することから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。それでは、申請番号４９番から５０番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第３号、申請番号４８番から５０番は申請どおり許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第５、議案第４号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書９ページをご覧ください。

〔議案第４号の朗読〕

議案書１０ページ、整理番号１番から、議案書１５ページ、整理番号９番までです。整理番号１番から２番は貸借に係る案件、整理番号３番から９番までは所有権移転に係る案件です。詳しくは別添３をご覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、議案第４号に対する質疑を行います。

まずは、貸借権設定に係る申請番号１番から２番について、ご質疑ありませんか。

○事務局（酒井 伸也君） すみません、事務局からちょっと修正を。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○事務局（酒井 伸也君） 別添３の資料で修正箇所がありますので、別添３の２６ページをお開きください。別添の２６ページの整理番号２８番、株式会社ＩＦさんのところの、この表の１、２、３行目の左の農地の面積がある、３,２０４平米であるんですけども、８８７平米の間違いでしたので、修正のほうをお願いしたいと思います。３,２０４平米を８８７平米に修正をお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） 申請番号１番から２番について、ご質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、所有権移転に係る申請番号３番から９番について、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。どうぞ。

○委員（１４番 小田 伸吾君） １４番の小田ですけど、１４ページの整理番号７番、愛野町乙１８２２で、これ、どこになるんですか。ちょっと地域が分からないので。金額的にも、１,３００で３００万円って結構な値段なので、どこ辺りかなと思って。

○議長（林田 剛君） 地元委員さん、お願いします。

○委員（３番 松尾 茂敏君） ３番、松尾です。これは、愛野の運動公園の上のほうで、グループホームおいしいのあるところのすぐ近くです。

○委員（１４番 小田 伸吾君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○委員（５番 中川 實美君） ３番は、ハウスが建っていて、それにボーリングをついているので、この値段になったと思います。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第４号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画内容

と認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書16ページをご覧ください。

〔議案第5号の朗読〕

議案書17ページ、整理番号10番から議案書40ページの整理番号52番です。この議案書（案）ですが、これまで事前に機構を介して提出されていましたが、手続がスムーズにいくよう、中間管理機構担当の農林課が作成した後、機構を介せず直接農業委員会に提出し、意見を求められたものです。

審議内容は、先ほどの議案第4号の集積計画の決定と同様であり、審査・意見等がございましたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） 18番、東です。今、事務局から説明がありました、中間管理機構を通さずに直接この議案書にあげるということで、ここで通っていけば、もう大体、1か月ぐらいで決まっていくわけ。前は、中間管理機構を通すときには、議案書ではないけれど、申請をして2か月、3か月かかりよったときがあったわけですね。そこら辺は、もうそういう形じゃなくて、スムーズにいくということですか。

○事務局（酒井 伸也君） そうですね。1か月程度早くなるというふうには聞いております。

○委員（18番 東 康敬君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかに質問等ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

次に、日程第7、報告第1号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書41ページをご覧ください。

〔報告第1号の朗読〕

議案書42ページ、受付番号1番から2番ですが、この報告については、個人申請された分について、令和6年11月と12月に地元委員と現地確認をした結果、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） 各委員さん、質問等がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 1月 6日

議 長

署名委員

署名委員